

公益財団法人 高橋産業経済研究財団

常勤理事退職慰労金支給規程

常勤理事退職慰労金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号の規定に基づき、公益財団法人高橋産業経済研究財団の常勤役員が退職した場合の退職手当の支給の基準について定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

2 退職手当は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職手当からその金額を控除して支給する。

3 退職手当は、役員等が退職した日から起算して3ヶ月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

(退職手当の支給制限)

第3条 退職手当は、役員等が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第70条第1項（第176条第1項及び定款第27条）の規定により解任された場合には、支給しない。

2 役員等が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、判決によって禁固以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

3 前項の規定は、退職した役員等に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条第1項において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第4条 理事長は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支給することが、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 理事長は、前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事

事件につき公訴を提起しない処分があったとき。

- (2) 一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受ける者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した証明書を交付しなければならない。

(退職手当の返納)

第5条 退職した役員等に対し退職手当を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした退職手当の全部または一部を返納させることができる。

(退職手当の算定基準)

第6条 退職手当の額は、次の計算式による。

退職時の月間報酬額×在籍年数乗率×役職乗率 (別表1及び2)

理事の月間報酬額とは、理事会の承認を得た年額報酬の1/12をいう。

- 2 理事の在籍年数乗率及び役職乗率は、75才末の年齢をもって一定とする。
- 3 理事の退職手当については当該理事の功績及び背任行為の有無、その他の事情を考慮して理事長が第1項により計算した金額を増額し、又は減額することができる。ただし、増額する場合は、第1項により計算した額の30%以内の金額を限度とする。

(在職期間の計算)

第7条 在職期間及び役職別機関の月数の計算については、就任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、これを1月と計算するものとする。

(再任等の取扱い)

第8条 役員等が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員等に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員等に任命されたときも同様とする。

(遺族の範囲及び支給順位)

第9条 役員等が死亡したときは、退職手当は、弔慰金と称し役員等の死亡当時その者と生計をともにしていた遺族に支給する。

(端数の処理)

第10条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、100円に切り上げるものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人高橋産業経済研究財団の設立の登記があった日（平成23年4月1日）から施行する。

附 則

この規程の変更は、令和元年6月13日から施行する。

別表1. 在籍年数乗率

在籍年数	乗率	在籍年数	乗率
1年未満	0.5	9年未満	8.0
2	1.0	10	9.0
3	2.0	10年以上	10.0
4	3.0		
5	4.0		
6	5.0		
7	6.0		
8	7.0		

別表2. 役職乗率

役職	4年未満	10年未満	10年以上
理事長	1.0	1.2	1.3
役付理事	1.0	1.1	1.2
理事	1.0	1.0	1.1